

群馬県承認工事事務取扱要領

群馬県県土整備部 道路管理課

群馬県承認工事事務取扱要領

【最終改正】平成31年3月20日 道管第134-16号

〔昭和57年4月1日 道維77号
各土木事務所長あて 土木部長通知〕

(趣旨)

第1条 この要領は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、道路管理者以外の者の行う道路に関する工事（以下「承認工事」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(承認工事の申請等)

第2条 承認工事の承認申請は、道路工事施行承認申請書（別記様式第1号）に次の附属書類を添付して、土木事務所長（以下「所長」という。）あてに2部提出（法第95条の2の規定の適用を受ける工事又はその他の工事で所長が警察署長との協議が必要であると認めるものにあつては1部追加すること。）させるものとする。ただし、工事の形態により附属書類の一部を省略することができる。

- (1) 位置図（1/25, 000～1/50, 000）
 - (2) 付近見取図
 - (3) 計画平面図、実測求積図、計画縦断図及び計画横断図（1/100 ～1/600）
 - (4) 構造図（1/10～1/100）
 - (5) 交通規制図
 - (6) 設計書及び工事仕様書（小規模の工事は除く。）
 - (7) 申請人が暴力団等に該当しない旨の誓約書（群馬県道路占用許可等事務取扱要領別記様式第1号を準用）
 - (8) 現況写真
 - (9) その他必要な書類（工事完了後は道路管理者に施設を引き渡す旨の誓約書、隣接地権者等の同意書、等）
- 2 所長は、前項の申請書及び附属書類に不備があるときは、申請書等を補正するよう申請者に指示するものとする。

(承認工事の変更申請)

第3条 既に承認を与えた工事に関し、その工事内容、工事期間に変更がある場合は、承認工事変更承認申請書（別記様式第2号）に前条に掲げる附属書類のうち変更事項にかかるものを添付して、提出させるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の承認工事変更承認申請書が提出された場合に準用する。

(承認工事の承認基準)

第4条 承認工事の設計及び実施計画の承認基準は、「群馬県承認工事承認基準」（以下「承認基準」という。）に定めるところによる。

(申請の審査)

第5条 所長は、第2条及び第3条の申請を受け付けたときは、次の審査を行うものとする。

- (1) 承認工事を施行しようとする場所の、道路構造上及び道路交通上の支障がない場所であるか否かの審査
 - (2) 施設等の構造が承認基準に適合するか否かの審査
 - (3) 工事の実施方法が適当であるか否かの審査
 - (4) 工事の時期が適当であるか否かの審査
 - (5) その他必要とする事項（排水、取付道路の必要性、取付位置、交通安全施設、管理施設、管理区域等）の審査
- 2 前項の審査は、法第95条の2の規定の適用を受ける工事にあつては公安委員会から聴取した意見、その他の工事で所長が警察署長との協議が必要であると認めるものにあつては当該工事を行う箇所を管轄する警察署長との協議の結果を考慮して行うものとする。
- 3 所長は、第1項の審査をした承認申請のうち、当該申請に係る承認工事の設計金額が5万円を超えるものについては、必要な意見を付して別記様式第3号により知事（道路管理課）に副申しなければならない。

(取下げ)

第6条 所長は、道路工事施行承認申請書の提出後、次条の承認又は不承認を受けるまでに当該申請書に係る申請を取り下げようとする者がいるときは、道路工事施行承認申請取下届（別記様式第4号）の提出を当該取り下げようとする者に求めるものとする。

(承認工事の承認等)

- 第7条 承認工事の承認又は承認工事の承認に係る事項の変更の承認（以下「承認工事の承認等」という。）をする場合には、道路の構造の保全、交通の危険の防止等のため必要があるときは、条件書（別記様式第5号）により必要な条件を付するものとする。
- 2 知事又は所長は、承認工事の承認等をしたときは、承認工事承認書（別記様式第6号）を申請者に交付すものとする。この場合において、第5条第2項の規定による副申を経てなされた承認については、所長を経由して交付するものとする。
- 3 知事又は所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による道路工事施行承認申請又は第3条の規定による承認工事変更承認申請を不承認とし、承認工事不承認通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。
- (1) 第2条第2項及び第3条第2項の規定により指示した補正が期限までに行われないうとき
 - (2) 当該申請書の内容が第5条第1項各号の審査に適合しないとき

(承認工事の承認等の取消し)

- 第8条 所長は、道路工事の承認等又は当該承認等の際に付した条件に違反しており、当該承認工事の承認等を取り消すことが適当と認める場合においては、承認工事の承認等を取り消すことができる。
- 2 所長は、前項の取り消しをしたときは、承認工事承認取消通知書（別記様式第8号）により、当該承認等を取り消された者に通知するものとする。

(着手等の確認)

第9条 所長は、第7条の規定による承認等をしたときは、承認を受けた者に、次の各号の区分に従い当該各号に定める書類を提出するよう指示するものとする。

(1) 承認工事を着工するまでに承認工事着手届（別記様式第9号）

(2) 承認工事の完了後速やかに承認工事完了届（別記様式第10号）

2 所長は、前項各号に定めるもののほか、必要と認める場合は、承認工事の実施状況を報告させるものとする。

(完了の確認及び引継ぎ)

第10条 所長は、前条第1項第2号の規定による承認工事完了届の提出があったときは、申請者立会の上、速やかに完了検査を行い、完了検査の結果を承認工事完了検査結果通知書（別記様式第11号）により申請者に通知する。ただし、所長が適当と認める場合には、工事写真により完了検査を行うことができる。

2 所長は、前項の完了検査により当該承認工事が適当と認められるときは、道路の区域決定（変更）及び供用開始等の事務処理要領（昭和57年4月1日付け道維第77号）第12条の規定に準じて引き継ぎを行うものとする。

(原状の回復)

第11条 所長は、第8条による取消処分をしたときは、速やかに施設等の除去及び道路の原状回復を道路原状回復命令書（別記様式第12号）により取り消された者に命ずるものとする。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

(台帳の整備)

第12条 所長は、承認工事の承認申請書を受領したときは、承認工事台帳（別記様式第13号）の処理台帳を備えて処理の状況を記録しておかなければならない。

(地位の承継)

第13条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第7条第1項の規定による承認を受けた者の一般承継人は、当該承認を受けた者の地位を承継するものとする。

2 所長は、前項の規定により地位を承継した者がいるときは、当該承継の日の翌日から起算して30日以内に地位承継届（別記様式第14号）を提出するよう当該承継した者に求めるものとする。

附 則

1 この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。